

消表対第971号
平成29年7月11日

東京瓦斯株式会社
代表取締役 広瀬 道明 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給するガス機器の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及び別表1「販売業者」欄記載の販売業者（以下「販売業者2社」という。）が一般消費者に販売する別表2「商品」欄記載のガス機器（以下「本件ガス機器」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社及び販売業者2社は、貴社が平成28年11月3日から同月6日までの期間に開催した「東京ガスのガス展2016」と称するイベント（以下「ガス展」という。）において、本件ガス機器を一般消費者に販売するに当たり、別表1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布したチラシにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ガス機器にはメーカー希望小売価格が設定されており、販売業者2社の実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたこと。
 - イ 実際には、別表2「製造業者」欄記載の製造業者（以下「製造業者」という。）は本件ガス機器の希望小売価格を設定しておらず、貴社が任意に希望小売価格を設定し、貴社及び販売業者2社がこれを「メーカー希望小売価格」として比較対照価格に用いていたこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件ガス機器の取引条件について、実

際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件ガス機器又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件ガス機器又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)の表示と同様の表示を行うことにより、本件ガス機器又はこれと同種の商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 東京瓦斯株式会社（以下「東京瓦斯」という。）は、東京都港区海岸一丁目5番20号に本店を置き、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県を営業区域として、都市ガスの製造、供給及び販売並びにガス機器の製作、販売及びこれに関連する工事等の事業を営む事業者である。
- (2)ア 東京ガスライフバル文京株式会社は、東京都文京区向丘二丁目3番6号に本店を置き、東京都文京区を営業区域として、住宅設備機器及び機械器具の小売業、機械修理、点検及び保守管理業並びにガス工事業等の事業を営む事業者である。
イ 東京ガスイズミエナジー株式会社は、東京都杉並区今川三丁目28番17号に本店を置き、東京都杉並区を営業区域として、住宅設備機器及び機械器具の小売業、機械修理、点検及び保守管理業並びにガス工事業等の事業を営む事業者である。
- (3) 東京瓦斯は、販売業者2社を通じて、本件ガス機器を一般消費者に供給している。
- (4) 東京瓦斯は、子会社の広告代理店に委託してガス展に係るチラシの雛形を作成し、販売業者2社に対し、同広告代理店を通じて、本件ガス機器が記載された同雛形を提案し、本件ガス機器に係るチラシの表示内容の決定に関与している。
- (5)ア 東京瓦斯及び販売業者2社は、平成28年11月3日から同月6日までの期間に開催したガス展において、本件ガス機器を一般消費者に販売するに当たり、別表1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布したチラシにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、販売業者2社の実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。
イ 実際には、製造業者は本件ガス機器の希望小売価格を設定しておらず、東京瓦斯が任意に希望小売価格を設定し、東京瓦斯及び販売業者2社がこれを「メーカー希望小売価格」として比較対照価格に用いていた。

3 法令の適用

前記事実によれば、東京瓦斯は、自己の供給する本件ガス機器の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

販売業者	配布方法	配布年月日	配布地域	配布枚数
東京ガスライフ バル文京株式会 社	新聞折り込み	平成28年10 月31日	東京都文京区	28,000枚
	ダイレクトメー ル	平成28年10 月24日	東京都文京区	9,608枚
	手配り	平成28年10 月11日から同 年11月2日ま で	東京都文京区	2,000枚
東京ガスイズミ エナジー株式会 社	ダイレクトメー ル	平成28年10 月27日	東京都杉並区	6,331枚
	手配り	平成28年10 月7日から同年 11月6日まで	東京都杉並区	3,269枚

別表 2

番号	商品	製造業者	表示内容
1	リンナイ リッセ (75cm/クリアローズ) RN-BH3FR-G7RS	リンナイ株式会社	「リンナイ」 「メーカー希望小売価格204,120円(税込)」 「ガス展特価」
2	パロマ フェイシス (75cm/ティアラシルバー) PA-BH3FR-W7SS	株式会社パロマ	「パロマ」 「メーカー希望小売価格186,840円(税込)」 「ガス展特価」
3	ノーリツ ステラ (75cm/ピスタチオグリーン) HR-BH3FR-G7MSL	株式会社ノーリツ	「ノーリツ」 「メーカー希望小売価格186,840円(税込)」 「ガス展特価」
4	パロマ グランドシェフ (60cm/クラウンゴールド・パールアイボリー) PA-92WCH-L	株式会社パロマ	「パロマ」 「メーカー希望小売価格91,584円(税込)」 「ガス展特価」
5	リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH	リンナイ株式会社	「リンナイ」 「メーカー希望小売価格55,944円(税込)」 「ガス展特価」
6	ノーリツ 20号ガスファンヒーター NR-C620FH-PK	株式会社ノーリツ	「ノーリツ」 「メーカー希望小売価格40,824円(税込)」 「ガス展特価」
7	ノーリツ 35号DXガスファンヒーター NR-C535XAFH-GO	株式会社ノーリツ	「ノーリツ」 「メーカー希望小売価格74,304円(税込)」 「ガス展特価」
8	リンナイ 35号DXガスファンヒーター RN-C635XFH-WH	リンナイ株式会社	「リンナイ」 「メーカー希望小売価格76,464円(税込)」 「ガス展特価」